

## 報告書を拝見しました

第3次施設再生審議会

参考資料5のⅡ、統一的な基準による地方会計との連携について 云々  
のところ です。

財政健全化を視点とした公会計改革の戦略は、国からの要請もあり、今回の「統一的な基準」に収斂した基準は、地方自治体の財務評価としては、適宜なものと思います。

そして、その評価は、いわゆるマクロ次元での財務諸表の調製であります。

本市の場合は、さらに、事業セグメントの情報を得るため、施設マイナンバー付与による仕訳分類手法を導入している。

すでに、施設別、事業別の財務資料の試論的なデータ調製が図られている。

ここで大事なのは、セグメント化する施設、事業等の整理分類(仕訳)である。

今回の報告は、即時的(従来システム)な意味合いが強く、事業の実態を明確にする思想、意識に欠けており、説明が十分でないような気がする。(大久保公共施設再生事業を想定しています)

基本的には、セグメント会計においても先の会計基準に従って、事業の財務データを調製すべきだが、

施設別、事業別に財務データは、その前提として、当該事業評価であり、将来を展望するのに役立つ形(経営化)で情報化すべきであります。

例えば、文化ホールについて、

市の歳入歳出決算書と公益法人文化ホールの正味財産正味財産増減内訳書、そして市の固定資産台帳の連結に基づく財務諸表の作成です。

一つ注意としては、正味財産増減内訳書でも市から委託した事業の詳細や使用料収入が明確かどうか判断できません。

しかし、公益法人会計の正味財産増減内訳書はきちんと仕分けすれば、委託した事業分のデータは確保できます。

連結財務諸表の報告書調製を期待します。

本題の、大久保の施設再生事業については、市の固定資産台帳、市の債務負担償還表とspcの決算報告書が主要な資料を構成するでしょう。

ただし、本来地方自治体が責任を負うべき社会教育事業(公民館、図書館)については、SPCの運営管理費に含まれ、試算されている可能性がある。

社会教育施設費の公民館、図書館の館長、社会教育主事、図書館の司書等の人件費、および事業費は、市が社会教育法に基づき組むべく費用であります。

ここいら辺を考慮すれば、きちんとした連結決算の財務資料は、可能になります。

そこで、

プラッツ習志野の事業実態が明確になり、将来の経営指針も明確にされ、会計の合理性、説明責任が果たされるようになりましょう。

正味財産増減内訳表						
文化ホール	<b>施設整備事業</b>	<b>公益事業</b>		<b>収益事業</b>	<b>その他事業</b>	<b>法人管理事業</b>
	施設整備費	文化ホール事業	モリシアホール事業			
プラッツ習志野	<b>施設整備事業</b>	<b>社会教育事業</b>	<b>指定管理委託事業</b>		<b>その他事業</b>	<b>SPC管理事業</b>
	公民館・図書館、他	公民館・図書館事業	社会教育施設、	他施設		
		(社会教育費のうち 人件費、講座等事業費)	左記以外の管理運営費			

そこで、お伺いします。

小林麻理先生や大塚茂夫先生は、

資料をご覧になられ、どのような感想を述べられたのか？

また、公会計の今後の活用について、どのような見解を述べられたのか？

お話しくだされるとありがたく思います。

会計士の吉田先生についても以前、報告会が中止になった際、お尋ねしたことがありました。

大変暑い中、申し訳ありません。

吉川さんが、これまで牽引なさってこられた施設再生プロジェクトに対し、深く敬意を表するものですが、

浅薄ながら同先生たちからご指導をいただいた経過がございましたので、

ざっくばらんにお話しくださればありがたく思います。

あくまでも個人の興味とするところで、公式な形での対応は致しません。

@河野清一